

4 学校いじめ防止基本方針

本方針は、「南砺市いじめ防止基本方針」（平成31年3月改定）に基づき、すべての子供が安心して充実した学校生活を送ることができるようにするために、「いじめは絶対に許さない」「いじめは人権を損なう行為である」「子供たちを徹底して守り通す」という強い意識をもち、いじめ防止等の対策に取り組むことを目的に策定した。

（教育理念）

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、「いじめは人間として絶対に許されない。」という強い意識をもち、すべての子供がいじめを行わず、及び他の子供に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する子供の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（基本認識）

「いじめは、いつでも、どこでも、どの子供にでも起こり得る。」との危機意識をもち、すべての子供が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止対策（未然防止、早期発見、早期解決）に組織的に取り組む。いじめを発見したら、保護者や関係機関と協力して早期発見を図るとともに、被害にあった子供に寄り添い、守り通す。

（学校及び教職員の責務）

いじめが行われず、すべての子供が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれを対処し、さらにその再発の防止に努める。

（1）いじめ防止に向けての基本姿勢

子供が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付ける働きかけを日常の教育活動を通して行うことが大切である。「すべての子供にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指していくことを基本とする。

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての子供を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。そして、「正義が通る学級」を掲げ、弱い者いじめや卑劣な振る舞いをしない、見過ごさないことに組織的に取り組み、常に「報告・連絡・相談」を心がけ情報収集等の対策に努める。

（2）いじめ対策のための校内組織の設置、相談体制の整備

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、該当担任、学年担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーからなる、いじめ防止等の対策のための校内組織を設置する。小規模校である本校の実態から、基本的には全職員ですべての事案に対応する。また、いじめ相談窓口の設置を行う。

（3）いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組【別表】

（4）いじめへの対処

いじめを確認した場合、「いじめ事案初期対応」実践フローチャートに基づき、組織で初期対応に当たる。直ちにいじめを受けた子供の理解と傷付いた心のケアを行う。そして、いじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、いじめたとされる子供に対して事情を確認した上で、適切に指導する。また、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた子供の保護を第一に、いじめを行った子供に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、子供が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。特に、ネットを通じて行われるいじめを発見した場合は、情報削除等に適切に対応する。

(5) 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子供と保護者に対する支援や、いじめを行った子供の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(6) 教育委員会や関係機関等との連携

いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた（生じるおそれがある）場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の対応等について相談する。

また、いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署等と連携して対処する。

(7) いじめの解消に関わる判断

以下の内容とともに、他の事情も勘案していじめが解消していると判断できるまで継続して取り組む。

- ① 3か月を目安とし、いじめに関わる行為が行われていないことを確認する。
- ② 被害を受けた子供が苦痛を感じていないことを子供・保護者に面談し確認する。

(8) 学校評価の実施

いじめの未然防止や早期発見、早期対応等について、学校評価において適正に取組を評価する。

(9) 重大事態への対処

直ちに市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等に通報し、それらと連携して対応を進める。

被害生徒の状況の解消と復帰支援、及び課題生徒の更生を中心に市教育委員会と協議する。